

平成21年度第3回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成21年8月26日（水）

午前9時45分から正午まで

場所：宮城県行政庁舎 第二会議室

○司会

皆様、おはようございます。ただいまから、平成21年度第3回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。本日は、滝口委員、佐藤委員、小林委員が所用のため欠席されるとの連絡をいただいています。また、本日の委員会は、委員の半数以上の出席となり本委員会は成立いたしますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴される方はいませんが、本委員会は公開することとされております。また、議事録については、後日皆様に内容を確認させていただき、宮城県のホームページで公開することとしておりますのでご協力をお願いします。それでは、開会にあたりまして、環境生活部長今野からごあいさつ申し上げます。

○あいさつ 環境生活部長

宮城県民間非営利活動促進委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき心から御礼を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から、本県のNPO活動の促進につきまして、多大なご協力をいただき心から御礼を申し上げます。

県では「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を県政運営の基本理念とした、「宮城の将来ビジョン」を推進しているところであります。このビジョンの実現にあたりましては、県民はもとより企業やNPOも重要なパートナーとして位置づけ、連携・協働により各種の施策を展開しているところでございます。

また、専門性や先駆性などの特徴を活かし活動するNPOには、公共の分野での大事な担い手としても大きな期待が寄せられています。

本日は、前回ご審議をいただき、皆様からのご意見に基づき修正を加えました基本計画の第1章と第2章、それから、基本理念や基本方針を定める第3章、施策と事業を定める第4章の事務局案の提示をさせていただきました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

また、これからのスケジュールといたしまして、平成22年2月のパブリックコメントに向けて、本日も含め4回の促進委員会の開催を予定しております。

委員の皆様にはお忙しいところ恐縮ではございますが、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○司会

それでは議事に入ります。山田会長に進行をお願いいたします。

① 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第1章について

○山田会長

皆さんおはようございます。早速議事に入ります。第1章、第2章は前回の促進委員会で皆様から貴重なご意見をいただきまして、手直しされたものをご議論いただきます。第3章、第4章は新たにご提案を伺って検討していくことで進めます。

第1章につきまして事務局から修正内容について報告をお願いします。

○事務局

第1章、第2章につきましては、前回の促進委員会において、委員皆様から貴重なご意見をいただき、修正しておりますので、修正した箇所についてご説明申し上げます。

青表示は、今回修正したものか、新たに加筆した部分になります。赤表示は削除する部分になります。

第1章 基本計画策定の必要性につきましては、社会が抱える問題点について、「少子・高齢化と人口減少社会の到来による医療・福祉及び年金などの将来への不安、環境保全への関心の高まりによる地球的環境問題、経済のグローバル化に伴う世界同時不況による企業の倒産、派遣切りやリストラの雇用不安など」とし、社会の情勢を修正しています。「また、人々の意識は、物の豊かさから・・・」の部分については、不要ではとのご意見から削除しています。また、「一方で、情報公開制度により、・・・」と「現在、活動の芽を出し始めたものから大きな実を結びつつあるものまで・・・」の行については、現在の計画と同様に記載することとしました。「その一方で、NPOは資金、活動場所・・・」の部分につきましては、NPOの資金や活動場所等の不足という課題を誰が解消し、NPO活動の促進・支援の基盤を誰が整備するかが、今ひとつわかりにくい部分がありましたので、「NPOは資金、活動場所、人材、マネジメント能力の不足などの課題を抱え、これらの課題を解消し、自立する必要があります。また、社会全体はNPOについての理解を深め、NPO活動の促進・支援の基盤を整備していくとともに、・・・」と修正しました。

2ページにまいりまして、NPOに身近な環境の変化について記載しています。この部分については、3ページの「3宮城県におけるNPOを取り巻く現状と課題」の「(1)社会の情勢」に記載していた事項について、1ページの「1NPOを取り巻く情勢」との重複する部分もあるとのご指摘から、NPOを取り巻く情勢の部分に記載するものです。

(1)新たな制度の導入については、介護保険法、障害者自立支援法、指定管理者と一般社団法人・一般財団法人の公益法人制度改革について触れています。

(2)財政の悪化と地方分権型社会への対応につきましては、県の深刻な財政状況と地方分権型社会への対応のため、予算の在り方が「選択」と「集中」への対応が求められていることを説明しています。

(3)個人や企業の社会貢献活動については、社会貢献に対する個人の意識が高くなり、また、企業の姿勢も積極的に変わってきていることを説明しています。

(4)団塊の世代の市民活動への参加については、団塊の世代が定年退職を迎え、市民活動への参加が期待されることに触れています。

3ページにまいりまして、「また、平成12年3月に制定された、宮城県の新たな県土づくりの指針となる宮城県総合計画・・・」の部分については、宮城県総合計画は「宮城の将来ビジョン」に変わっていますので、今回削除しています。

(1)であった「社会の情勢」は先ほどご説明しましたとおり、1ページの「1NPOを取り巻く情勢」の部分で述べることにしましたので、削除しています。

(1)宮城県のNPOの現状と課題ですが、①現状につきましては、14ページ以降グラフが記載された別紙のとおりになりますが、修正していませんので、説明は割愛させていただきます。3ページに戻りまして、②現状については、「平成20年度に実施した「NPO活動実態・意向調査」(平成20年12月実施)の結果からは、次のような課題が明らかになりました。」を追加しています。また、「ア」については、課題を明確にするため「これは、介護保険法や障害者自立支援法のサービス事業者などの財政規模の大きいNPO法人等が増加している一方で、財政規模の小さいNPOが依然として半数を占め、自立した活動の基盤となる財政状況が脆弱な団体が多い状況にあります。」を加えています。

「イ」につきましては、社会的な理解・認知の不足を加えています。

(2)宮城県内の中間支援組織・NPO支援施設の現状と課題の①現状の部分ですが、NPO支援施設の名称を記載していましたが、中間支援組織については記載するのが難しい面があるので、NPO支援施設の名称を削除しています。②課題については、利用促進のためのPRのみを課題としていましたが、ほかにも課題はあるとの意見がございましたので、「また、NPO支援施設は地域のNPO活動をサポートしていくという重要な役割を持つことから、質的向上を図るためにも、スタッフなどの人材、各施設の機能や提供しているサービス内容等を把握する必要があります。」を加えています。具体的な課題を詳細に把握していないこともあるので、このように記載しています。

6ページをお開き願います。「カ NPOマネジメントサポート事業」については、既に終了している事業ですので、今回削除しています。

8ページにまいりまして、宮城県の施策に関する課題を加えています。前回の促進委員会では施策のみの記載でしたが、課題をあげないと、どのように計画を見直すべきかが明らかではないとのご意見をいただいたことによります。

ア 民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)につきましては、NPO支援施設との連携やNPOの支援を担っていることから、県のNPO活動促進の拠点として、より質の高い機能の充実が求め

られること、みやぎNPOプラザを利用しない理由として、遠隔地であることのほか、提供しているサービス内容がわからないことについて述べています。

イ みやぎNPO夢ファンド事業については、ファンドの原資を市民や企業から集める状況に至っていないことから、寄附をしやすい環境づくりの必要性を説明しています。

ウ NPOとの協働については、協働の質の向上と協働の参加機会の拡充が求められていることについて説明しています。

(4)市町村の施策については、この部分についても具体的な課題に触れていませんでした。10ページにまいりまして、市町村は、NPOとの協働を検討すること、NPOに対する職員の理解を促進しなければならないことについて、説明しています。

12ページをお開き願います。「4基本計画の見直しの必要性」については、具体的な記載が必要であるのご意見をいただいていることから、変更しています。青の部分の「一方、NPO活動の促進については、市町村によって取り組みに違いがあり、全県的なNPO活動の促進に至っているとは言えない状況にあります。社会問題や地域の課題解決に取り組むNPOの活動は各地域において促進されることが重要と考えられることから、県と市町村が共にNPO活動の促進を積極的に図っていくことが大きな課題であると考えられます。」については、市町村との課題については、記載していませんでしたので、今回加えています。なお、現在の計画では、右側の下から7行目の部分に記載されておりました。

つづいて、青の部分の「また、NPOと行政との協働は年々増加していますが、協働の質が問われてきています。例えば、委託業務ではNPOの特性を活かせることができているのか、行政はNPOを正しく理解しているのか、政策立案に関しての「情報公開・提供」、「参加機会」が設定されているのかなどの様々な課題が顕在化しています。」の協働に関する課題の部分については、今回加えております。

赤の部分の「また、人々の意識も、物の豊かさから、生きがいや自己実現などの心の豊かさを求める方向へ変化してきており・・・」の部分については、自己実現的な表現であることから、今回削除しています。

13ページに参りまして、新たに「5基本計画の見直しの視点」を加えています。基本計画の見直しにあたっては、第3章以降で触れられる具体的な施策や事業がどういった考えに基づいているかを明確にする必要があるのご意見がございましたので、第2章で行政に求められることを設けていました部分が、計画見直しの視点になることから、第1章の「5基本計画の見直しの視点」としてしています。

新旧対照表の右側の部分は現在の基本計画の第2章の「5行政の課題や今後望まれること」を対比できるように並べています。

「(1) NPOについての理解の促進への取り組み」については、行政職員と社会のNPOに対する理解が不十分であること。

「(2) 情報公開の充実と政策立案への参加機会の設定」については、NPOの社会的な役割として「政策提言」を発揮されるためにも、政策の色々な課程で情報の公開と参加機会の設定が求められること。

「(3) 協働の確立のための仕組みの整備への取り組み」については、県や市町村がNPOとの協働を確立するための仕組みを整備する必要性と協働の質の向上を図る必要性を説明しています。

「(4) 多様な主体とのパートナーシップの確立に向けた取り組み」については、地域の課題解決にあたってのパートナーとして多様な主体との連携への取り組みの必要性を説明しています。

「(5) NPOが自立した活動を継続していくための取り組み」については、NPOの自立性を尊重し、個々のNPOが抱える課題に即して促進策を具体化することの必要性を説明しています。

以上が第1章になります。よろしく願います。

○山田会長

皆様からご意見、ご質問をお願いします。大幅に手を入れていただいたようで、第1章は重くなったような気がします。

○加藤副会長

前回お休みをさせていただいて、事情がわからないと失礼なことを申し上げるといけないので、細かいことをお聞きします。1ページの「一方で情報公開制度により・・・」の文章はとっても良いと思うのですが、情報公開制度などにするか、情報公開制度や情報通信技術の発展とか、行政情報の市民への入り方は複数増えていますので、「など」でも入れていただければと思います。

2点目は1ページの下に「社会全体はNPOについての理解を深め、NPO活動の促進・支援の基盤

を整備していくとともに、NPOと企業、教育・学術研究機関、地縁団体、公益法人などの多様な主体や行政がそれぞれの社会的な意義と・・・パートナーシップを構築し」となっていますが、こうなると学術・研究機関も地縁組織も公益法人もNPOでないことになります。NPOは市民公益活動で自発的など定義はしていますが、地縁組織も学術研究機関の大部分も公益法人も基本的にはNPOと理解しないと。公益法人協会の理事長も言われていたのですが、NPO法人という言い方を特定非営利活動法人に使うのは、いい加減に止めた方が良くとのこと。特定非営利活動法人は特定非営利活動法人、社団法人も財団法人もNPO法人なのです。社会的に慣用されてしまっていますが、そろそろ社団法人や財団法人が新しく変わってきた中で、混乱を増やす呼び方を大きな計画に書いてしまうのは、このあたりで見直した方が良くはないかと思えます。そういう意味で、2ページの(1)新たな制度の導入で、社団と財団の公益法人制度改革が書かれていますが、「今後は一般社団法人などもNPO活動の一端を担うことが予想されます。」というのは、元々NPOとしてしっかりと社団・財団の活動をされてきた方々から見れば、本家本元を差し置いてこのような言い方をされるのはどうかなという話になる。条例自体が民間非営利活動と言っていて、それを全部NPOに置き換えてしまうと社会的な誤用につながって、ますます誤解が広がるので、全体的に整理をしてほしい。地縁組織も連携するのは良いのですが、NPOの一種であると社会的な理解が段々されてきていると思えますので、特定非営利活動法人や任意の市民活動団体をNPOで代用することは、そろそろ無理ではないかと思えます。ご検討いただければと思います。

5ページの課題ですが、各地の支援施設のことを把握できないので把握する必要があるとなっていますが、誰が把握して誰がその課題解決に役割を果たすべきか、特に公共施設ですから、市町村が運営する公共施設について、県が把握をしてその課題解決に一定の役割を果たすべきではないかとしたほうが、明確になると思えます。

○山田会長

前二つは、それこそ定義に関わることで、表現を工夫していただきたいということと、5ページのところは主語を明確にしてはとのご提案でした。

○大久保委員

加藤委員が提案されたのはすごく大きなことだと思います。NPO法人は正式な名称ではありません。ですから、特定非営利活動法人は特定非営利活動法人と呼ぶわけですが、NPOの範囲については、一応この中では書かれているとは思いますが。NPOの概念が今回の公益法人制度改革があって、広い意味でNPOを捉えることが圧倒的に多くなってきている現実があるとすれば、私達が描いているのはNPOで括られないのではないかと。私としては、市民活動という意味合いでの用い方をしていますので、その辺の枠はきちんとしていないと、今の加藤委員の話もどんどん広い捉え方の理解をする方々がいる中では、基本計画のとり方が変わってしまうのではないかと思えます。この部分が今回のキーポイントではないかと思えます。

○加藤副会長

NPOとNPO活動を使わないで何とかやれるのが良いと思えます。

○山田会長

前回は少し議論になったのですが、若干先送りにした感がありますが、これは事務局で整理していただいて、最後まで大きく関わってくる部分ですので、他のところが了解されても、この部分は皆さんの納得のいくところに決着がつくまで、中途半端にしないことで進めたいと思えます。

○石井山委員

今のお話しに関連しての付け加えなのですが、以前、委員会に提出いただいたデータで、市町村はNPOとの協働をどうしているのかに対するアンケートの回答で、パートナーとしてあげられていたのが、外郭団体が多いデータがありました。それを計画の範疇にするのかしないのかの議論が、ペンディングになっています。外郭団体は自治体財政が厳しい中での民営化の裏腹な問題での官製NPOの増加があると思うのですが、その辺りを第1章の中にどう組み込むのかがあると思えます。2ページ(2)の財政悪化と地方分権型社会への対応がその説明になると思いますが、ここは実態に踏み込んで、きちんと厳し

さが官民協働を生んできているけれども、その質がかなり問題になっていることを踏み込んで書いた方が良いと思います。表題にしても地方分権型社会は暮らしに身近なところに意志決定権をもっていくのが建前としてはあるのですが、それが財政悪化と繋げて書いてあるところに違和感があります。今回の状況を踏まえた形で自治体改革とNPOとの関係を整理する必要があると思いました。

○山田会長

なかなか難しそうですが。

○加藤副会長

アムネスティ・インターナショナルとかシャンティ国際ボランティア会、曹洞宗国際ボランティア会は社団法人で活動し僕らの仲間なのです。このような団体が促進計画の対象となり、理解されることと、石井山委員のお話のように、行政の主導型の団体でいろんなことを地域のためにやらざるを得ない状況の中での一定の批判的見地と、自発的な市民の活動が増えるように促進をしていこうという視点が総合的にはいるのが、一番望ましい気がします。

○山田会長

二つを踏まえて整理していかなければいけないということだろうと思いますが。関連していかがでしょうか。

○大久保委員

付け加えになりますが、社団法人も様々ですし、一般社団法人はもっとはっきりしない組織となります。重視したい視点は市民が自発的に活動し、市民の参加が得られるような機会を保っている組織が社団法人であったとしても、活動に対して促進・支援していくことが妥当です。一概に組織の形ではなく、実体的に市民が自発的に参加して市民を巻き込む活動を応援していけるような文言が入り、組織で一律化されない形が望ましい。NPO法人といえども不透明な団体が存在していますし、何を応援したいかという部分を表に出すことが大切だと思います。

○山田会長

法人や組織の形態で一律に定義しないことと、石井山委員が言われた今の経済情勢の中での官民の関係を踏まえつつ、整理していただくということですね。この部分は、また、皆さんに見ていただくことをお願いします。他にはいかがでしょうか。第1章と第2章を大幅に入れ替えていますので、第2章の説明を伺ってから第1章・第2章をとおして意見をいただくこととします。第2章の説明をお願いします。

② 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第2章について

○事務局

第2章につきましては、基本計画の視点としていましたが、8ページをお開き願います。下から2行目の「5行政に求められること」を、第1章の「5基本計画の見直しの視点」としたことから、この章については、NPOの定義や社会的役割等について述べることになりましたので、章の名称を「基本計画におけるNPOのとらえ方」としています。

1ページに戻りまして、「(1)NPOとは」についてはNGOとの関係性について説明した部分を削除しています。2ページをお開き願います。基本計画の主な対象となるNPOの説明を削除しています。このことから、NPOと類似の概念のうちNGOだけを説明するのはどうかということで、削除しています。

2ページの4行目、NPOの定義については、色々なご意見をいただいております。一つめは、ボランティア団体についてです。市民活動団体の中にボランティア団体は含まれるとかボランティア団体がNPOであると自覚するためにもボランティア団体の記載は必要である。などのご意見をいただいております。また、二つめは、一般社団法人の取扱いについてですが、今後基本計画の対象となる活動を行うことも考えられるので、対象の中に含まれますよ。というような表現にする必要があるとのご意見をいただいておりますが、2ページに記載のとおり、「また、NPO以外の広義のNPOについても継続的に民間非営利活動を行うような場合には基本計画の対象となる。」旨の説明でいかがでしょうかという点で

す。前回の促進委員会でもご説明させていただきましたが、条例の定義、1ページの下から3行目の部分になりますが、「継続的に民間非営利活動（営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動）を行う団体」からして、一般社団法人ということだけで、基本計画の対象として良いかとの疑問が出てくることによります。この2点については、改めて、皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。

3ページの(2)NPOの特徴につきましても、項目を追加したことから、9の専門性と先駆性までを記載していますが、この部分についても、項目の見直しや記載する数を含めまして、ご意見をいただきたいと考えております。

4ページをお開き願います。(3)特定非営利活動法人につきましても、基本計画の主な対象となるNPOの部分で説明しておりましたが、説明を削除しましたので、特定非営利活動法人の制度的な説明を今回加えています。

5ページに参りまして、NPOのパートナーの部分ですが、⑤一般社団法人・一般財団法人につきましても、その下の公益法人、協同組合等の内容と同じですので、⑥に含まれることから、削除しています。また、2を「NPOに期待される社会的役割と可能性」に修正しています。

7ページをお開き願います。(6)NPOを支援するNPO（中間支援組織）の「NPO評価機能」については、NPOは市民によって評価されるものであることから今回削除しています。

「4NPOに求められること」については、必要かどうか疑問とのご意見をいただきましたことから削除しています。

8ページに参りまして、「5行政に求められること」は、先ほどもご説明しましたとおり、第1章の見直しの視点に編入しましたことから、第2章からは削除しています。

以上が第2章の変更点でございます。

資料の1-1をご覧ください。前回の促進委員会の際の第1章と第2章の案の構成を変更していますので、その変更内容を表にしたものです。第1章につきましても、前回「3NPOを取り巻く現状と課題」の(1)社会の情勢を「1NPOを取り巻く情勢」に含めています。同じく3の「(3)宮城県の施策」だったところを「(3)宮城県の施策の現状と課題」とし施策に係る課題を新たに加えています。また、今回の第1章の最後に第2章の「5行政に求められること」を「5基本計画の見直しの視点」として加えています。第2章につきましても、NPOのパートナーの順番を2番目から3番目に移動しています。「3NPO支援における社会的課題」については、今回新たに加えています。また、「4NPOに求められること」については、不要ではないかとのご意見もありましたので、今回削除しています。

○山田会長

ありがとうございました。第2章の内容と第1章との関係を踏まえてのご意見をいただきたいと思えます。

○小澤委員

第2章の「5行政の課題や今後望まれること」を第1章に移行したこと自体は良いのですが、以前は主語が行政でどこに課題があるか明確でしたが、基本計画の見直しの視点となったことにより、どこに主体があるのか曖昧な部分があるので、行政であれば行政と主語を明確にすると良いと思えます。

○山田会長

そうですね。そのようにお願いしたいと思います。

○大久保委員

第2章の2ページの「基本計画においては、NPOを「市民が自主的・自発的に組織した社会貢献活動を行う団体」としています。この市民の使い方ですが、市民の定義を現行の基本計画の第1章のように入れていただきたいと思えます。まだまだ、行政単位の市民、町民、県民ではないことを説明しておく必要があります。

○山田会長

第2章の冒頭に入れるということでしょうか。

○大久保委員

第1章では、行政単位でも良いような「市民」の使われ方をされていますが、第2章の「市民」は行政単位ではない使われ方をされていますので、ここにに入れていただきたいと思います。

○山田会長

いかがでしょうか。第2章の冒頭に入れることでよろしいでしょうか。

○西出委員

第2章の2ページに「また、NPO以外の広義のNPOについても・・・」の表現ですが、NPOと広義のNPOは何が違うのかがありますので、整理していただきたいと思います。それから、第1章の初めに「NPOを取り巻く情勢」で最初にNPOが出てきていて、それが色々な意味で使われていて、NPOの定義はやっと第2章で出てくるので、NPOの定義を先にするか、第1章のNPOが最初に出てくる部分で説明は第2章の初めにありますとか、簡単に定義を脚注で説明するかにして、第1章を読む段階でNPOは何かを理解していただいて読めるようにしていただきたい。

○山田会長

定義に関わることなので、この位置でよいのかどうかと、内容表現についてももう少し精査しなければいけないという2点ですね。

ちょっと暴言かも知れませんが、第2章は資料編のようなものにして、章としてない方が良いのではないかと事務局に申し上げたのですが、あったほうが良いでしょうか。第2章の居心地が悪くなったような気がします。この辺も含めてご意見いただきたいと思います。

○加藤副会長

これは行政の方も困るような状況に、この10年でなってきたことだと思います。特定非営利活動促進法の趣旨は市民による公益的な活動を自由に行っていくことを大前提に、その促進のために簡易に法人格を取れるようにする。促進のためと行政の関与を極力減らすことがあったので、法律上の文言としてどういった活動について法人格を付与しますというときの、枠組みの作り方は非常に甘く広く、誰でも応用できるように書いています。つまり法は制限をするものなので、そこで定義をしていることは幅広くどんな価値観でも市民の公益的な活動と呼べるものを促進しましょうと定義しています。ところがそれに基づいて県が法人格の付与を行うのと併せて促進も行う、法律も促進をするために法人格の付与を行うと書いていますから、促進策として行う一部が法人格の付与ということになると、促進策そのものを県の条例で作り、その条例に基づいて県の促進計画は基本的にはNPO法の枠の中で作って良かったのですが、10年経って社会福祉法人、社団や財団も作りやすくなって、今や公益認定も市民が受けています。こういったことがどんどん増えてくる環境の中で、特定非営利活動法人だけを支援するよう見えたり、団体の形態によって支援するかどうかを議論することが、そもそも無理になってきていて、ある意味豊かで選択肢が広がった中で県として何を促進するのですかと言うことが、言いにくくなってきていると思います。ですが、第2章2ページの「なお、NPOは、特定の社会問題の解決を団体の使命（ミッション）とし、市民の参加により多くの力を集め、問題解決に向けたアドボカシー（政策提言）や仕組みの構築・サービスの提供を非営利で行う団体となることを目指しています。さらに、問題の存在を社会にアピールし、解決に向けた動きを起こしていく運動体としての側面と、実際に解決のため自ら取組を行う事業体としての側面との2つの側面を有しています。」というように、団体の定義ではなくてこういうことを積極的に行い、意志を持ち情報を開示し、市民の参加に開かれているようなタイプの団体を県は促進したいし、期待をするといつて、それぞれがどんな法人形態を取ろうと基本的には問わないと、踏み切らないといけないと思います。何を促進するべきかについて、団体の個別の定義を述べても促進にならないと思います。どんな意志を持って、どんなことを願い、どんな努力をする、そして情報も開示することを積極的に行おうとする団体が社会には必要であると言わないと、形態の定義と意志の定義のところが混在して、話がわかりにくくなると感じています。特に基本計画は法ではないので、法は市民の自発的な活動を過剰に制限してはならないというために、定義を非常に甘く作っています。促進策は特定のものお金もつぎ込んで促進しましょうということなので、ある程度限定的な主張が入らないと全く同じではもうできないのではないかと思います。

○山田会長

促進計画を取り巻く状況や法との関係もかなり変化してきています。従ってもう一度この計画を見直すに当たって、どういう活動を支援・促進していくかを前面に出すこと、そういった活動を行う団体を支援する文脈にすべきとのお指摘だと思います。まさにそのとおりだと思います。今まで整理がついていないところですので、今のような文脈で前後の整理をしていただけたらどうかと思います。そのような進め方でよろしいでしょうか。細部のお指摘を踏まえつつ、組み替えをしていただきたいと思います。

○成田委員

違和感を覚えたのが、第2章の(4) NPOのパートナーのところですか。NPOとして定義されているのがNPO法人から見たパートナーとしての位置付けと感じました。先ほどから皆様の意見でNPOを一元化したような形で捉えたときに、この部分は必ずと変わってくると思います。広義・狭義の言葉も一般的にはわかりにくいと思います。(2)のNPOの特徴も情報公開が重要な構成要素になると思いますので、独立して整理されては如何かと思いました。

第1章の2ページの(3)ですが、「自己実現などの心の豊かさを求める方向へと変化してきており」と言い切ってしまうのかどうか。NPOに日々関わっている方はこの意識が高いと思いますが、社会全体をそのように言い切ってしまう形で基本計画に載せてしまった場合に、他から根拠はどこか、データがあるのかとの話になってしまうのではないかと。社会貢献活動に関する流れは確かにあると個人的には思いますので、お書きになるのであれば、「こういったこともある」程度にしたほうが、県が出す基本計画の最初の部分ですので、厳密に対処された方が良いと思います。

○山田会長

第2章の1(3)について、一般的にここまで言い切っているのかどうかという表現についてのご意見をいただきましたので、ご検討いただきたいということと、第2章のNPOの特徴の中で情報公開は独立した形で書かれてはとのお指摘でした。それから4ページから5ページにかけてのNPOのパートナーもNPOの定義について加藤さんからお話しいただいて皆さんからのご意見もいただきましたが、その書き方をすると、この部分はそれと整合した形で書き直すのがよいのではとのお指摘でした。

○大久保委員

気になるのですが、第1章の1(4)の団塊の世代に期待されるとなると、後半でこれに対する事業が展開されるのか。期待されることが現状になるので、掲載するかどうかを検討していただきたい。事業が具体化されていないのであれば、あえて載せない方が良い気もするのですが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○山田会長

第3章、第4章との絡みもありますので、ペンディングということでもよろしいですか。

○加藤副会長

第1章の12ページの「平成20年度に実施した宮城県NPO活動実態・意向調査からは、財政規模が50万円未満のNPOが過半数を占め、活動上の問題点も「資金不足」、「人材に関すること」、「社会的な理解・認知の不足」が上位を占めており、この点については、5年前の調査結果と変わらない状況があらわれています。」の部分についてです。NPOの課題となるとお金の話になるのですが、世界的に見ても、日本中を見ても、10年経っても、この傾向は同じだと思います。小さなボランティアな市民のサークルから始まる活動は常に起きては消滅する現象があって、このこと自体が悪いわけではないのです。ごく一部が色々な意味で課題を掴んで成長するとか、社会のニーズにあったので伸びたり、一方で自己実現であったり、地域における小さな灯火であったり、地域を支えては消えていく、そのことがイコール課題というかお金がないということになりがちです。例えば50万円未満の団体が、4分の1とか5分の1になる未来が想像しないと否定的な評価はできないと思いますが、僕はそうならないと思います。任意団体も含めて2000年頃の国の調査でも30万円未満が2分の1でした。50万円未満が2分の1というのは、少し成長したということだと思いますが、方向性と価値観でワンパターンで、NPOはお金がなくて、人が少なく、何か足りなくて、何も出来ないとの無力感の表明とセットになって、行政の方や色々な方は、NPOはお金が無くていつもせびりに来ると勘違いすることの基に、こういった調査に対する評価の仕方があると思います。実際に世界中小さな団体が多いんです。どこの国へ行って

もこのような状況で、上位1割から2割の団体が大きい現状は変わらないので、あんまりこのことがNPOにとって非常に大きな課題であるとならないようにした方がよいので、そのようにお願いします。書くなと言うことではないので、こういった現実があるということは結構ですが、ちょっと工夫をしていただけるとうれしいです。

もう一つは、第2章の7ページです。私も中間支援組織に関係があるので申し上げますが、NPOを評価するものではないというのはあるのですが、アメリカではそのような団体もあります。資源の仲介、ファンドのような機能、政策提言機能などは抜けているので、細かく書いて中間支援組織はこうですと定義されること自体が、自由な我々の活動に対して制限するというのではないのですが、変な感じになりますので、全体を抽象的にするなどの工夫が必要な気がします。

○山田会長

財政規模の2極化のところは、ニュアンスを工夫してはどうかという点と、中間支援組織の書きぶりを包括的にしてはどうかとのご意見でした。

○今井委員

第1章の1(4)団塊の世代の部分で、削除してはどうかとのご意見でしたが、団塊の世代は人口で300万人の世代になります。私も団塊の世代になります。企業戦士として、もの凄い競争の中で仕事をしてきましたが、60歳で定年になり、会社しか知らない方が多いのではないかと思います。昨年あたりから地域に出てくるということで「期待されます」と書いていますが、まさにそのとおりだと思います。日本の人口構造では一番大きな世代で、これから高齢化を考えると、団塊の世代の協力なしでは日本の社会はやっていけないのではと個人的に思っています。300万人ですよ。その方達が何も期待されていないことを言われるとですね、他の世代でどうにかなるのかと私達は聞きたいです。先ほど削除との意見が出ましたが冗談ではない。これをずっと載せて削らないで欲しいと思います。

NPOの定義・概念ですが、個人の意見としては、対象を広めて何でもかんでも促進するという方向は、問題があると思います。ある程度の基準、線引きは必要だと思います。専門家ではないので詳しいことはわかりませんが、社団法人や財団法人など色々な団体を非営利活動ということで、広く促進の対象にすることは、後々問題が出てくると思いますので、ある程度の基準を明確にしていくのがよろしいのではないかと思います。

○山田会長

二点目のご意見は、先ほどのご意見で良いと思いますが、特に法人とか組織で線を引くのではなくて、今言われた基準という言葉が該当するのであれば、こういった活動をする団体をとという表現で決めていけばよいと思います。法人や組織で線を引かないというのが皆さんのご意見だと思いますので、今のお話しは内容で領域を明らかにしていくということにさせていただきたいと思います。

一点目の団塊の世代のお話しは、ペンディングということで申し上げましたが、その意図は第3章・第4章で施策に反映されないのであれば、あげるべきではないとのご意見でしたが、ここはNPOを取り巻く情勢として、団塊の世代の存在を注視するという点では良いのですが、大きく期待されるのであれば施策の中に描いていってはどうかのでしょうか。そういうことでよろしいですか。

○石井山委員

第1章の1(3)とか(4)は気になっていました。団塊の世代に関してですが、一昨年に大学の一部の学生の授業で、2007年で段階の世代の人達がどのように社会参加していくのかを様々な団体に聞き取りをしています。おもしろいNPOがいくつか生まれていて、企業社会の知恵がないとできないものもありました。1年経って学生さん達の一番大きな感想として出されたのは、こういった活動は部分的な人しかできない。年収850万円の壁という話が出てきたのですが、一定のファンドを蓄積していないととても踏み出せない。多くの方がそこに出て行けない現実が学生の印象には残っていたようです。市民参加は格差社会の現実の中で、市民参加も限定されてきていることも話題になっていました。学生が集めた情報の中には、団塊の世代の方が市民活動に入る動きの中でも、トラブルも少なくない状況にあります。企業社会の中で培われたキャリアをそのまま地域社会の中に持ち込んで、様々な軋轢がでていて、その中で通用する人格になっていくようなトレーニングとかワークショップも生み出されているような話も聞きます。こういった配慮が必要なのかまで踏み込んで書くことが大事だと思

ました。

第1章の1(3)は成田委員と同じ考えですが、みんなが奇特になっているということではないと思います。確かに社会参加は広がっています。ボランティアをされる方の聞き取りでは、高い公益心で動いていることよりも、人生の中で様々な傷を持っていて、自分が通用する場や意味を持てる場を探しながら、それによって正気を保っている部分が多い気がします。人々は生きにくさを持っていて、その中で社会貢献活動がどういった意味を持っているかの踏み込んだ書き方が必要とも思っています。

市民の定義ですが、市町村民ではないとの説明は強調するべきと思いますが、このつづきに、市民をどう定義するか。ただ地域を支えるだけの表現ではないと思います。障害者の当事者団体であったり、平和・人権に関わる活動であったり、地域に限定しないところで繋がりあいながら新しい価値を作っている方々はおられるし、ボランティアに含み込まれない当事者的な動きを取って入れ込むために、この概念はでき上がっていると思います。どう市民活動を定義するのかはもう少し肉厚にしていく必要があると思います。具体的な提案ではなく、方向性しかお話しできていませんが、そのような感想です。

○山田会長

3と4につきましては、前から石井山委員が言われた社会の厳しい現実もきちんと踏まえた中で表現していくべきではないかというご指摘と相通ずるご指摘かと思いますので、ご検討いただきたいのと、市民の定義は難しいですが、アドバイスをいただきながら踏み込んで書けるのであれば書いていただきたいというところですが、そんなところでよろしいですか。

他にはいかがでしょうか。第1章・第2章の全体の骨格としては大部落ち着いてきていますが、定義なり計画の対象については、基本的なところで整理をすべきところが出てきたかと思います。細部でいくつか、ご指摘がありましたので、それを踏まえましてもう一度皆様に目を通していただくことにさせていただきます。

それでは、5分程度休憩を挟ませていただきます。

○山田会長

再開したいと思います。それでは、第3章の説明をお願いします。

③ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第3章について

○事務局

第3章・第4章につきましては、今回皆様に初めてたたき台としてご提示することになりますので、本日の審議の中でご意見までいただくことは難しい面もありますが、本日もご意見をいただければ幸いです。いただけない部分については、別紙により9月8日(火)までにいただけるよう、お忙しいところ恐縮ですがお願いします。

第3章についてご説明いたします。

現在の基本計画では、第3章基本計画の基本方針としていしましたが、基本方針より大きな項目となる、基本計画の目標については、施策体系には明示されていしましたが、計画の本文では触れていませんでしたので、今回「基本理念」として、計画の中で触れることとさせていただきたいことから、第3章を基本理念としました。

1基本理念につきましては、現在の目標を基本理念に仮置きしたかたちで、記載していますので、今後、計画のできあがり具合を見まして、基本理念について改めて協議させていただきたいと考えております。なお、資料3の次に1枚物で、「基本理念候補」として案をお示しさせていただいておりますが、今後の協議の参考としてお配りさせていただいております。

新旧対照表に戻りまして、「2基本方針と施策の柱」につきましては、現在の計画を踏襲させていただいております。

基本方針の一つめ、(1)NPO活動の支援・促進につきましては、NPO活動実態・意向調査の結果、NPO活動の基盤となる資金、活動場所、マネジメント能力やNPOに対する理解が不足しており、引き続き様々な課題を抱えていることが明らかとなりましたので、NPO活動の支援・促進としています。

その施策の柱としまして、NPO活動の促進体制の整備に関する施策とNPOの自立促進に関する施策としています。

一つめの施策の柱 ①NPO活動の促進体制の整備に関する施策としましては、NPO活動の支援・促進のための基盤整備を県全体で広域的に展開し、その拠点となるみやぎNPOプラザの機能の充実と

利用の促進を図るものです。

2 ページにまいりまして、地域の支援拠点となるNPO支援施設の機能の充実を支援することとしています。

②NPOの自立促進に関する施策としましては、NPOへの理解促進のための広報・啓発のほか、マネジメント能力の向上と財政面の支援を行うと共に、市町村がNPOの活動の場となる活動拠点について、遊休の公有財産を貸し付ける際に協力していくこととしています。

(2)多様な主体とのパートナーシップの確立につきましては、様々な社会的課題を解決していくためには、NPO、行政、企業等多様な主体がパートナーシップを構築し、協働していくことが必要であること。行政とNPOの協働については、質の向上が必要であること。また、行政以外の多様な主体との連携に向けた取り組みが必要であることを説明しています。

この多様な主体とのパートナーシップの確立の一つめの施策の柱としまして、

①NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する施策につきましては、行政課程の透明性の確保や説明責任を果たし、市民やNPOの政策プロセスへの参加を促進します。また、NPOへの適正な業務委託や協働の質の向上に努めることとしています。

二つめの施策の柱としまして、②NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策につきましては、地域の課題解決にあたってのパートナーとして、議会、企業、教育・学術研究機関、地縁団体、公益法人等の多様な主体と連携するにあたっての、NPOに対する理解促進を図ることとしています。

3施策の方向性につきましては、(1)NPO活動の支援・促進の①NPOの自主性・自立性・創造性の尊重につきましては、NPOの自由な意志や発想を損なわない施策の実施により、NPO全体の自立的発展につながるよう努めることとしています。

②NPOの発展段階に応じた支援・促進の推進につきましては、財政規模の大小、活動の成熟度、活動分野の違いなどに対応した支援策・促進策を展開することとしています。

③地域性の尊重につきましては、NPOが地域の独自性や個性を発揮できるよう、市町村との連携の強化を支援することとしています。現在の基本計画の「それぞれのNPOが置かれている・・・」部分については、①のNPOの自主性・自立性・創造性の尊重の部分と重複する内容であることから、今回は削除しています。

④中間支援組織（インターメディアリー）との連携につきましては、NPOが社会的な役割を果たしていく場面やNPOセクター全体の向上のために重要な存在であることから、支援及び連携していくこととしています。

二つめの基本方針(2)多様な主体とのパートナーシップの確立の施策の方向性として、①相互の尊重と相違の受容、対等な関係の確立につきましては、相互の批判や評価を受容しながら対等なパートナーシップの確立を図ります。

②情報公開と透明性の確保につきましては、NPO自身の情報の公開性や透明性が必要であるとともに、行政も市民やNPOの政策プロセスへの参加を促進するために、十分な情報公開を行い、透明性を確保することに努めることとしています。

③政策プロセスへの参加機会の拡充につきましては、事業実施にあたって、企画段階からの市民やNPOの参加を図り、また、政策プロセスの諸段階における市民やNPOの参加機会を拡充することとしています。

④パートナーシップの確立のための環境づくりににつきましては、NPOとの協働にあたって、協働への参加機会の拡充や協働の質の向上に向けた環境づくりと、市町村においてもNPO活動の促進と協働が進むよう、NPOへの理解促進を図ることとしています。

⑤財政の悪化と地方分権型社会への対応につきましては、現在の基本計画からは改めています。県の財政悪化と地方分権型社会への対応として予算の在り方も「選択」と「集中」への取り組みが求められていること。行政が独占してきた公共サービスが最適な主体により提供されるよう役割分担と連携を進める必要性から、NPOとのパートナーシップにより、県の事務事業の見直しや行政改革を推進することとしています。

⑥多様な主体との連携の推進につきましては、議会、企業、教育、学術研究機関、地縁団体、公益法人、組合等の多様な主体のNPOに対する理解の促進に努め、連携に協力することとしています。第3章につきましては以上です。よろしくお願ひします。

○山田会長

時間もありませんので、ご質問だけいただいて先に進む時間がありましたら、ご意見をいただくことにさせていただきます。

○成田委員

第3章3(2)の多様な主体とのパートナーシップの確立の部分で、情報公開と透明性の確保が出てきています。パートナーシップの確立の中に情報公開が置かれている理由をお聞かせいただきたいと思います。NPOの活動の中に情報公開と説明責任が大きな柱の一つであると思いましたが、位置づけについてお聞きします。

○事務局

パートナーシップを構築するとなりますと行政だけが情報公開と透明性を確保するのではなくて、NPOも必要ですという趣旨で書かせていただきました。

○山田会長

ここは、議論の余地がありそうなので、ご意見として書き込んでいただくことにしましょうか。先ほどの情報公開を盛り込むところとの関係もありますので、そのようにお願いします。他にはいかがでしょうか。

○大久保委員

関連してですが、NPOに対してこうして欲しいというべき項目である、前回までの資料にあった2章の「3NPOに求められること」が削除されています。それを説明する箇所がなくなったことでこのような意見が出ていると思います。NPOを支援・促進していくということであれば、県民がNPOはこうあって欲しいというのがあると思います。情報公開があつてこそ、NPOと信頼でつながっていくことになるので、当然ながら求められることですが、それをどこに強調して書くかだと思います。

○山田会長

NPOのあるべき姿について消えてしまったので、それをどこに書き込むのかということと関係がありそうですね。ご意見をいただくとともに、各章との関係で事務局も検討いただくといいですね。前回いらないのでとのご意見もありましたが、今のご意見もありましたのでご面倒でも点検していただくことでお願いします。

他にはございませんか。それではご質問だけということで、第4章を説明いただいて、時間の範囲内でご意見をお伺いしたいと思います。第4章の説明をお願いします。

④ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第4章について

○事務局

第4章施策と事業につきましては、具体的な事業を説明しています。

1 NPO活動の促進体制の整備に関する施策の(1) NPO活動促進中核機能拠点（みやぎNPOプラザ）の機能の充実につきましては、「基盤整備機能」と「場の提供機能」を柱として、全県的にNPO活動を促進する中核機能拠点としての充実を図ると共に、指定管理者制度によりNPOの主体性を尊重した運営に努めることとしています。

基盤整備機能としては、①情報収集・提供につきましては、NPOに関する様々な情報を収集し、みやぎNPO情報ネットの運用や情報誌の発行、みやぎNPOプラザでの掲示等により情報を提供します。

②相談・コーディネート機能につきましては、会計やNPO運営等の相談への対応と、会計・税務、組織のマネジメントに関する研修事業を実施します。

また、2ページにまいりまして、ボランティアとNPOやNPO同士のコーディネートを実施します。

③調査研究促進機能につきましては、NPOに関する各種の調査研究の実施・支援を行い、成果をNPOに提供すると共に、これらを通じ先進事例の紹介、政策提言等につなげます。

④地域連携機能につきましては、NPO支援施設や中間支援組織への情報提供やスタッフを対象とした研修の実施、NPO向けの講座の実施における協力や交流を通じて、NPOの活動を全県的に支援し

ます。

場の提供機能の①共同利用機能については、NPOの活動の場となる、会議室や研修室、作業室と等を提供します。

②交流機能につきましては、交流サロンの活用によりNPO同士等のネットワーク形成を促進します。

③ふれあい機能につきましては、常設のショップやレストランを設け、コミュニティビジネスの展開を考えるNPOに活動の場を提供します。

④事務スペース機能につきましては、NPOに事務スペースを貸与し、活動拠点の確保を支援します。

NPO主体の運営につきましては、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスのより効果的な提供と効率的な管理・運営のため、平成17年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者となったNPOがその特徴を活かし管理・運営を行っています。また、みやぎNPOプラザの機能が十分に発揮されるよう、学識経験者、施設の利用者、NPOや中間支援組織、県の関係者からなるみやぎNPOプラザ運営評議会を設置し、運営や基本方針、事業の実施についての審議を行っています。

(2)地域におけるNPOの支援・促進につきましては、現在の基本計画では、市町村のNPO支援施設の整備の促進に協力することとしていましたが、今回は変更し、中間支援組織、NPO支援施設との連携と機能の充実を支援することとしております。

(3)中間支援組織への支援につきましては、中間支援組織の自主性を尊重しながら使命が達成できるよう効果的な支援と連携を行うこととしています。

2 NPOの自立促進に関する施策の(1)NPOへの理解の促進の①広報・啓発・情報提供につきましては、NPOの情報発信の補完と、社会のNPOに対する基本的な理解を促進するため、みやぎNPO情報ネット等によりNPOの活動内容や、ボランティア・会員募集等の各種情報を提供します。また、県政だより等を活用しNPOへの理解を促進します。

②NPO法人の決算情報の公開につきましては、NPO活動の理解促進と経営基盤の確立を図るため、特定非営利活動促進法に規定される事業報告書等の閲覧に加え、インターネットを活用し、NPO法人の事業報告書等の決算情報を公開します。

4 ページに参りまして、(2)NPOが必要とする情報の発信につきましては、新たに加えています。NPOが活動する上で必要とされる、各種助成金、他のNPOの活動情報等を提供します。

(3)人材の育成の①継続的な活動に必要な講座の開催につきましては、財務・経理や人材開発などのマネジメント能力の強化を図るための講座を、みやぎNPOプラザや圏域において開催します。

②NPO支援施設・中間支援組織の相談機能の強化につきましては、相談機能を強化するため、スタッフを対象とした研修を開催します。

③人材の交流につきましては、NPOを支える人材育成が進むよう、NPO同士の交流や市民との幅広い交流の促進に努めることとしています。

(4)財政的な支援制度の充実の①活動資金の支援につきましては、公益的活動等に助成するみやぎNPO夢ファンドについて、県からの拠出金のほか市民・企業など幅広い層から寄付を募り、助成を行うとともに、地方公共団体等からの補助金、委託金が支払われるまでのつなぎ資金として、みやぎNPOサポートローンを設け、NPOの自立的活動を支援します。

②県税の優遇措置につきましては、現行の基本計画では、認定NPO法人の要件緩和など、寄附税制の優遇措置の拡充を国に働きかけることも記載していましたが、今回は、NPO法人格の取得促進と財政基盤の確立を支援するため、NPO法人の県税の負担を軽減します。としています。

(5)NPO活動拠点の確保につきましては、県の遊休施設を活動拠点となる場所が必要なNPOに貸し付けるほか、遊休施設活用のガイドラインにより、市町村等の取り組みを促進します。

3 NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する施策の(1)情報公開と政策プロセスへの参画促進 ①参加促進のための情報公開につきましては、政策の立案、事業の実施など政策プロセス全般に市民やNPOが参加できるよう情報の公開や提供に努めます。

②政策立案への参加機会の拡充につきましては、パブリックコメントなどを通じて、市民やNPOが持つ情報と政策提案能力を十分に引き出す形での政策立案への参加の機会を拡充します。

③各種審議会委員の公募の推進につきましては、公募等を通じて市民やNPO関係者の各種審議会等への参加を促進し、意見が反映されるよう努めます。

(2)協働の推進の①協働の推進につきましては、協働を推進するため協働実績などの情報を事業関係課に提供することとしています。

②委託業務の推進につきましては、NPO推進事業発注ガイドラインを活用し、NPOへの業務委託

を推進することとしています。

③協働の質の向上につきましては、企画段階からの協議や参画など、協働の場面でNPOの特性が活かされるよう検討していくこととしています。

④協働しやすい環境づくりにつきましては、協働マニュアルの整備やNPOとの意見交換を実施するなど、協働しやすい環境づくりを進めるとともに、職員研修を行い全職員のNPOへの理解を促進することとしています。

(3)中間支援組織との連携につきましては、中間支援組織をNPOと行政の円滑な結び手と捉えて、連携していくこととしています。

(4)市町村への協力・支援につきましては、現行の基本計画では、NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策の片かっこ2としていましたが、市町村も行政であることから、今回は3NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する施策に区分しています。内容としましては、①NPOとのパートナーシップの確立につきましては、市町村が行う政策づくりや施策展開において、NPOとのパートナーシップが進められるよう協力・支援していくこととしています。

②情報提供につきましては、市町村におけるNPO活動の実態や支援策等を定期的に把握し、その情報を提供することとしています。

③地域におけるNPO地域活動拠点の整備促進につきましては、市町村がNPOの活動拠点となる、遊休の公有財産を貸し付ける際に協力していくこととしています。

4 NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策につきましては、(1)議会につきましては、現在の計画の①NPO活動の支援・促進策やNPOとの協働の状況を報告し、議会からの指示と協力を得られるよう努める部分については、今回削除し、議会の行う条例作成や政策づくりなどにおける、NPOとのパートナーシップの形成に協力していくこととしています。

(2)企業につきましては、密接な連携のため、NPO活動や協働事例の情報提供を通じて、企業のNPOに対する理解を促進することとしています。

(3)教育・学術研究機関につきましては、NPO活動実態・意向調査の結果連携するパートナーとしてNPOが最も多く望んでいる相手になります。NPOとの協働に関する先進事例の把握、新たなNPO活動の展開の可能性を追求するため、連携を図ることとしています。

(4)地縁団体、公益法人、協同組合等につきましては、NPOの周知を図るとともに、これら団体とNPOが連携できる分野を示し、多様なパートナーシップの確立を図ります。

現在の計画では、(6)として広域的な連携がありましたが、今回は、NPO活動の自由な展開の中で、それぞれの活動の内容や必要性に応じて全国的、国際的な連携がされていくものと考えられることから、今回は削除しています。

第4章につきましては以上です。よろしく申し上げます。

○山田会長

それでは、第4章につきまして質問を中心にいただきたいと思います。

○石井山委員

第3章に関してですが、先ほどの繰り返しになりますが、4ページに財政悪化と地方分権型社会への取り組みとあります。これは非常に問題がある文章かと思います。これでは、自由で自立した存在であるはずのNPOを財政が厳しくなってきた、下請け化していくパートナーシップが広がっている中で、まさにその質が問われているにも拘わらず、そういう事態に対して無自覚であるとのメッセージにも繋がりがねず、計画の水準が問われかねない文章ですので、先ほどと同じ文脈で再整理していただければと思いました。

第4章に関しては質問ですが、沢山色々なことをされるように書いてあるわけですが、この中で発注される部分と県が直接やる部分がどこなのかをお示しいただきたい。つまり、ここに書いてあるものは結構なボリュームが中間支援組織への外注だと思いますので、それがどこの部分なのか、一方で県は何をするのかを明確にしたいと思います。というのも、一番最初に示していただいたアンケートの記述の回答を見ると、NPOは個性的な活動をしている中でこちらの課以外に様々な部局と協働関係を持ちながらその反面ジレンマも沢山あることが出てきたと思います。他部局との調整をはじめとするような問題があるわけで、そういうところの調整は県の内部の組織ではないとできない仕事だと思っています。ですから、NPOは盛んに行政との協働を広げていく中で、そういった課題が出てきている現段階においての

新しいアクションとして、県固有の役割がそういうところにも出てきていると思いますので、確認の意味も含めて、どこが発注してどこを直営で行うのかをお示しいただくと、後々の議論がしやすいと思います。

○山田会長

後段は、協働事業ということではなくて事業全体ということですね。希望としてあげられましたので、本日というわけではないですね。これは、後で書いていただく意見の中にも再度文章化した方が良いですか。再度このメモに書いていただけるかもしれませんが、このようなご指摘があったことを記録にとどめていただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。時間もありませんので、ご質問とご意見を第3章、第4章併せてどこからでもいただきたいと思います。

それではじっくりご意見を書き込んでいただき、次回はそれを踏まえたものでご議論いただくことにしたいと思いますので、今日のところはよろしいですか。ご質問がなければ、協議事項は終わらせていただきます。また、宿題がかなり残りましたので、後で日程調整もあろうかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項をお願いします。

○事務局(課長)

報告事項の内容に入る前に、本委員会の委員の任期について、ご説明申し上げます。促進委員会の委員の任期につきましては、条例で2年と定められております。現在、お願いしております皆様方につきましては、平成19年12月1日からお願いしておりますので、今年11月30日が任期満了となります。次期委員の委嘱についてでございますが、皆様方に個別にご相談をさせていただきたいと考えております。公募委員につきましては、広く人材を募るといことですので、原則1期、2年間限りとさせていただきます。募集期間の確保ということもあり、公募に関する手続きを先行することになります。どうかご了承をいただきますようお願いを申し上げます。公募要領につきまして、担当から説明申し上げます。

○事務局

資料5をご覧ください。宮城県民間非営利活動促進委員会委員の公募要領になります。平成19年12月から今井委員と森山委員にお願いしているところですが、今回も公募を行いお願いしたいと考えております。応募資格につきましては、県内在住又は在勤・在学者で18歳以上の方と県内のボランティア団体や市民活動団体などのNPOに所属し、社会貢献活動を行っている方としています。所属している団体の法人格の有無は問わないのですが、公益法人や社会福祉法人などは除くこととしています。任期につきましては、平成21年12月1日からの2年間としています。募集人員につきましては、2名以内、募集期間は9月14日から10月14日までの1か月間としています。申込み方法は、所定の申込用紙のほか、応募した動機、参加している団体の活動の現状や課題等を踏まえたNPOに関する自分の考え・想い、宮城県のNPO施策に関するご意見・ご提案を提出していただくこととしています。最後に選考方法ですが、応募資格の確認及び書類審査を通過した方の面接を行い、委員を選考・決定したいと考えております。面接は10月30日を予定しています。

県政だより、大久保委員が代表を務める杜の伝言板ゆるるの広報誌への掲載、各市町村への募集チラシ等を配付し広く募集することとしています。

○山田会長

公募委員につきましては、お二人にお願いしているわけですが、お話しがありましたように、広く県民の皆さんから参画していただくことから2年の任期で再度公募をしたいということでした。これにつきましてご質問・ご意見はありませんでしょうか。それでは、この要領により進めていただきたいと思います。

議事は以上ですので、後は事務局をお願いします。

○司会

その他としまして、事務局から連絡事項がございます。

○事務局

次回の促進委員会の日程につきましては、メールとFAXでお知らせしておりますが、10月5日午後でお願いしたいと思います。会場につきましては、これまでの促進委員会の中で地域開催も考えていることをご説明しておりますが、皆様の日程を確認させていただいたところ、午後の時間帯全てがご都合が良い方もいらっしゃれば、特定の時間帯だけという方もいらっしゃいまして、遠方での開催が難しい状況がございます。また、ご協議いただく内容も重要なところとなりますので、時間的にも厳しい部分がございますので、大変申し訳ないのですが、県庁で今後も開催させていただければと考えております。10月5日の時間につきましては、午後1時30分からとさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。(もう少し遅い時間での開催についての要望あり。) それでは午後2時からの開催でよろしいでしょうか。後日文書にてご案内申し上げますのでよろしくお願い致します。

○司会

それでは、以上をもちまして第3回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。大変ありがとうございました。